

第一号様式（第三条）

（新）

認定こども園認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

認定こども園として認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

認定を受ける施設の名称及び所在地等	幼稚園	施設名			
		所在地			
		認可(届出)年月日	年 月 日		
		定員	人	現員	人
	保育所	施設名			
		所在地			
		認可(届出)年月日	年 月 日		
		定員	人	現員	人
	保育機能施設	施設名			
		所在地			
		届出年月日	年 月 日		
		定員	人	現員	人
認定こども園の名称及びその長となるべき者の氏名	名称				
	所在地				
	氏名				
	連絡先	電話	FAX		
運営開始予定年月日	年 月 日				
利用定員			満3歳未満	満3歳以上	
	保育を必要とする子どもの数				
	保育を必要とする子ども以外の子どもの数				

第一号様式（第三条）

（旧）

認定こども園認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

認定こども園として認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

認定を受ける施設の名称及び所在地等	幼稚園	施設名			
		所在地			
		認可(届出)年月日	年 月 日		
		定員	人	現員	人
	保育所	施設名			
		所在地			
		認可(届出)年月日	年 月 日		
		定員	人	現員	人
	保育機能施設	施設名			
		所在地			
		届出年月日	年 月 日		
		定員	人	現員	人
認定こども園の名称及びその長となるべき者の氏名	名称				
	所在地				
	氏名				
	連絡先	電話	FAX		
運営開始予定年月日	年 月 日				
利用定員			満3歳未満	満3歳以上	
	保育を必要とする子どもの数				
	保育を必要とする子ども以外の子どもの数				

(新)

第一号様式（第三条）

	定員の弾力化の有無（保育所のみ）	有・無		
教育及び保育の目標並びに主な内容	教育及び保育の基本及び目標			
	教育及び保育の計画並びに指導計画			
	開園日数	保育を必要とする子どもに対する開園日数		
		保育を必要とする子ども以外の子どもに対する開園日数		
開園時間	平日	土曜日	日・祝日	
	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
子育て支援事業の概要	事業計画・内容			
	実施体制（利用を希望するときに利用可能な体制の整備等）			
備考				

注 認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付すること。

(旧)

第一号様式（第三条）

	定員の弾力化の有無（保育所のみ）	有・無		
教育及び保育の目標並びに主な内容	教育及び保育の基本及び目標			
	教育及び保育の計画並びに指導計画			
	開園日数	保育を必要とする子どもに対する開園日数		
		保育を必要とする子ども以外の子どもに対する開園日数		
開園時間	平日	土曜日	日・祝日	
	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
子育て支援事業の概要	事業計画・内容			
	実施体制（利用を希望するときに利用可能な体制の整備等）			
備考				

注 認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付すること。

第三号様式 (第五号) (新)

認定こども園認定辞退届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名〕

認定こども園の認定を辞退するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 認定こども園の名称
- 4 辞退予定年月日
- 5 辞退する理由
- 6 入園させている者の処置
- 7 子どもの保護者への説明の状況

注 届出事項に関し、必要と認められる書類を添付すること。

第三号様式 (第五号) (旧)

認定こども園認定辞退届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名〕

認定こども園の認定を辞退するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 認定こども園の名称
- 4 辞退予定年月日
- 5 辞退する理由
- 6 入園させている者の処置
- 7 子どもの保護者への説明の状況

注 届出事項に関し、必要と認められる書類を添付すること。

第四号様式（第六条第一号）
（新）

幼保連携型認定こども園設置届

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

幼保連携型認定こども園を設置するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 設置の目的
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 園地、園舎その他設備の規模及び構造
(1) 園地 m^2 （うち園庭の面積 m^2 ）
(2) 園舎（規模及び構造）
(3) 設備 別紙のとおり
- 5 利用定員
- 6 職員 別紙のとおり
- 7 経費の見積り及び維持方法
- 8 開設予定年月日

添付書類

- 1 施設の設置等に関する条例
- 2 施設の案内図、配置図、平面図及び立面図
- 3 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）
- 4 開設年度の歳入歳出予算書抄本
- 5 その他知事が必要と認める書類

注

- 1 園地、園舎その他設備の規模及び構造については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例で定める必要な設備の一覧表を作成すること。
- 2 職員については、別表で職名、氏名、年齢、経験年数等を記載した一覧表を作成すること。

第四号様式（第六条第一号）
（旧）

幼保連携型認定こども園設置届

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長



幼保連携型認定こども園を設置するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 設置の目的
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 園地、園舎その他設備の規模及び構造
(1) 園地 m^2 （うち園庭の面積 m^2 ）
(2) 園舎（規模及び構造）
(3) 設備 別紙のとおり
- 5 利用定員
- 6 職員 別紙のとおり
- 7 経費の見積り及び維持方法
- 8 開設予定年月日

添付書類

- 1 施設の設置等に関する条例
- 2 施設の案内図、配置図、平面図及び立面図
- 3 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）
- 4 開設年度の歳入歳出予算書抄本
- 5 その他知事が必要と認める書類

注

- 1 園地、園舎その他設備の規模及び構造については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例で定める必要な設備の一覧表を作成すること。
- 2 職員については、別表で職名、氏名、年齢、経験年数等を記載した一覧表を作成すること。

第五号様式（第六条第二号）
（新）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）届

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

幼保連携型認定こども園を廃止（休止）するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 利用定員
- 4 廃止（休止）の理由
- 5 入園させている者の処置
- 6 子どもの保護者への説明の状況
- 7 廃止の期日又は休止の予定期間
- 8 財産の処分方法

添付書類

- 1 廃止（休止）の承認を経たことを証する書面
- 2 その他知事が必要と認める書類

注

- 1 廃止（休止）の理由は、詳細かつ具体的に記載すること。
- 2 廃止（休止）する施設が国庫等の補助を受けている場合は、補助事業の名称、取得年月日及び金額を併せて記載すること。

第五号様式（第六条第二号）
（旧）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）届

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

印

幼保連携型認定こども園を廃止（休止）するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 利用定員
- 4 廃止（休止）の理由
- 5 入園させている者の処置
- 6 子どもの保護者への説明の状況
- 7 廃止の期日又は休止の予定期間
- 8 財産の処分方法

添付書類

- 1 廃止（休止）の承認を経たことを証する書面
- 2 その他知事が必要と認める書類

注

- 1 廃止（休止）の理由は、詳細かつ具体的に記載すること。
- 2 廃止（休止）する施設が国庫等の補助を受けている場合は、補助事業の名称、取得年月日及び金額を併せて記載すること。

第六号様式 (第六条第三号) (新)

幼保連携型認定こども園設置者変更届

年 月 日

千葉県知事 様

旧設置者
市町村長

新設置者
市町村長

幼保連携型認定こども園の設置者を変更するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 設置の目的
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 園地、園舎その他設備の規模及び構造
(1) 園地 m^2 (うち園庭の面積 m^2)
(2) 園舎 (規模及び構造)
(3) 設備 別紙のとおり
- 5 利用定員
- 6 職員 別紙のとおり
- 7 経費の見積り及び維持方法
- 8 設置者変更の理由
- 9 設置者変更予定年月日

添付書類

- 1 施設の設置等に関する条例
- 2 施設の案内図、配置図、平面図及び立面図
- 3 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程 (園則)
- 4 設置者変更年度の歳入歳出予算書抄本
- 5 その他知事が必要と認める書類

注

- 1 園地、園舎その他設備の規模及び構造については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例で定める必要な設備の一覧表を作成すること。
- 2 職員については、別表で職名、氏名、年齢、経験年数等を記載した一覧表を作成すること。
- 3 新たに設置者となろうとする者が成立前の市町村である場合においては、当該成立前の市町村の連署を要しない。

第六号様式 (第六条第三号) (旧)

幼保連携型認定こども園設置者変更届

年 月 日

千葉県知事 様

旧設置者
市町村長

新設置者
市町村長

幼保連携型認定こども園の設置者を変更するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 設置の目的
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 園地、園舎その他設備の規模及び構造
(1) 園地 m^2 (うち園庭の面積 m^2)
(2) 園舎 (規模及び構造)
(3) 設備 別紙のとおり
- 5 利用定員
- 6 職員 別紙のとおり
- 7 経費の見積り及び維持方法
- 8 設置者変更の理由
- 9 設置者変更予定年月日

添付書類

- 1 施設の設置等に関する条例
- 2 施設の案内図、配置図、平面図及び立面図
- 3 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程 (園則)
- 4 設置者変更年度の歳入歳出予算書抄本
- 5 その他知事が必要と認める書類

注

- 1 園地、園舎その他設備の規模及び構造については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例で定める必要な設備の一覧表を作成すること。
- 2 職員については、別表で職名、氏名、年齢、経験年数等を記載した一覧表を作成すること。
- 3 新たに設置者となろうとする者が成立前の市町村である場合においては、当該成立前の市町村の連署を要しない。

第十号様式（第九条第一号）

（新）

認定こども園内容変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名）

認定こども園の内容を変更するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 認定こども園の名称
- 4 変更事項
 - （1）変更前
 - （2）変更後
- 5 変更予定年月日
- 6 変更理由

注 内容の変更後において、認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付すること。

第十号様式（第九条第一号）

（旧）

認定こども園内容変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名）

認定こども園の内容を変更するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 認定こども園の名称
- 4 変更事項
 - （1）変更前
 - （2）変更後
- 5 変更予定年月日
- 6 変更理由

注 内容の変更後において、認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付すること。

幼保連携型認定こども園内容変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名
(法人にあっては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名)

幼保連携型認定こども園の内容を変更するので、(就学前の子どもに関する教育、保
育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項
就学前の子どもに関する教育、保
育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項)の規定により、次のと
おり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 変更事項
(1) 変更前
(2) 変更後
- 4 変更予定年月日
- 5 変更理由

注 内容の変更後において、施行規則又は幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、
設備及び運営に関する基準を定める条例で定める要件に適合していることを証する書
類その他知事が必要と認める書類を添付すること。

幼保連携型認定こども園内容変更届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名
(法人にあっては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名)

幼保連携型認定こども園の内容を変更するので、(就学前の子どもに関する教育、保
育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項
就学前の子どもに関する教育、保
育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項)の規定により、次のと
おり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 変更事項
(1) 変更前
(2) 変更後
- 4 変更予定年月日
- 5 変更理由

注 内容の変更後において、施行規則又は幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、
設備及び運営に関する基準を定める条例で定める要件に適合していることを証する書
類その他知事が必要と認める書類を添付すること。

第十二号様式 (第十条第一項) (新)

運 営 状 況 報 告 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名
(法人にあっては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、次のとおり運営の状況を報告します。

施設の名称及び長(園長)の氏名	名 称		
	所 在 地		
	氏 名		
	連 絡 先	電話	F A X
報告日の前日において在籍している子どもに係る利用定員		満 3 歳 未 満	満 3 歳 以 上
	保育を必要とする子どもの数		
	保育を必要とする子ども以外の子どもの数		
備 考			

注

- 1 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園にあっては、認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項第4号又は第2項第3号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付すること。
- 2 その他知事が必要と認める書類を添付すること。

第十二号様式 (第十条第一項) (旧)

運 営 状 況 報 告 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名
(法人にあっては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、次のとおり運営の状況を報告します。

施設の名称及び長(園長)の氏名	名 称		
	所 在 地		
	氏 名		
	連 絡 先	電話	F A X
報告日の前日において在籍している子どもに係る利用定員		満 3 歳 未 満	満 3 歳 以 上
	保育を必要とする子どもの数		
	保育を必要とする子ども以外の子どもの数		
備 考			

注

- 1 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園にあっては、認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項第4号又は第2項第3号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付すること。
- 2 その他知事が必要と認める書類を添付すること。

(新)

第十三号様式 (第十一条)

公私連携幼保連携型認定こども園設置届

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
法人名
代表者氏名

公私連携幼保連携型認定こども園を設置するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 設置の目的
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 園地、園舎その他設備の規模及び構造
 - (1) 園地 m^2 (うち園庭の面積 m^2)
 - (2) 園舎 (規模及び構造)
 - (3) 設備 別紙のとおり
- 5 利用定員
- 6 職員 別紙のとおり
- 7 経費の見積り及び維持方法
- 8 市町村から受ける協力の内容
- 9 開設予定年月日

添付書類

- 1 施設の案内図、配置図、平面図及び立面図
- 2 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程 (園則)
- 3 開設年度の収支予算書及び預金残高証明書
- 4 定款、寄附行為その他規約
- 5 その他知事が必要と認める書類

注

- 1 園地、園舎その他設備の規模及び構造については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例で定める必要な設備の一覧表を作成すること。
- 2 職員については、別表で職名、氏名、年齢、経験年数等を記載した一覧表を作成すること。

(旧)

第十三号様式 (第十一条)

公私連携幼保連携型認定こども園設置届

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
法人名
代表者氏名

公私連携幼保連携型認定こども園を設置するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 設置の目的
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 園地、園舎その他設備の規模及び構造
 - (1) 園地 m^2 (うち園庭の面積 m^2)
 - (2) 園舎 (規模及び構造)
 - (3) 設備 別紙のとおり
- 5 利用定員
- 6 職員 別紙のとおり
- 7 経費の見積り及び維持方法
- 8 市町村から受ける協力の内容
- 9 開設予定年月日

添付書類

- 1 施設の案内図、配置図、平面図及び立面図
- 2 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程 (園則)
- 3 開設年度の収支予算書及び預金残高証明書
- 4 定款、寄附行為その他規約
- 5 その他知事が必要と認める書類

注

- 1 園地、園舎その他設備の規模及び構造については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例で定める必要な設備の一覧表を作成すること。
- 2 職員については、別表で職名、氏名、年齢、経験年数等を記載した一覧表を作成すること。